

「EPN」、「フェノキサニル」及び「フェントラザミド」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「EPN」については平成20年1月18日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請及び魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、「フェノキサニル」については平成20年1月18日付け並びに「フェントラザミド」については平成20年1月17日付けで、それぞれ魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

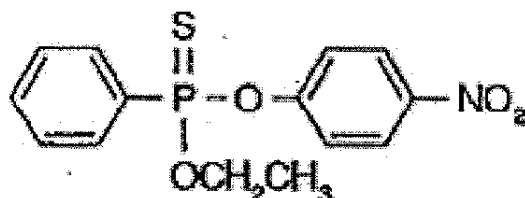
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) EPN

本薬は殺虫剤である。平成20年1月現在、稲、キャベツ等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、かんしょへの適用拡大及び魚介類への残留基準の設定要請がなされている。

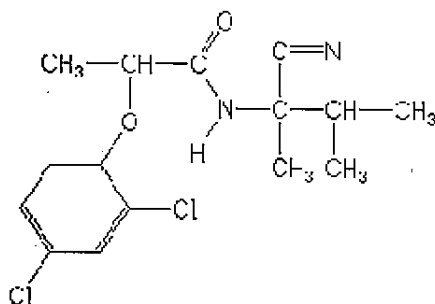
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) フェノキサニル

本薬は殺菌剤であり、平成20年1月現在、稲に登録があり、米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、魚介類への残留基準の設定要請がなされている。

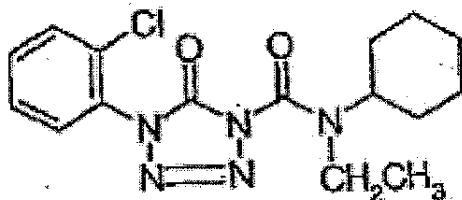
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(3) フェントラザミド

本薬は除草剤であり、平成20年1月現在、稲に登録があり、米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、魚介類への残留基準の設定要請がなされている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。